

鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 4 8 号

鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市立病院使用料及び手数料条例（昭和 3 5 年鳥取市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 診断料及び検査料の部人間ドックの項中「4 4, 0 0 0」を「4 6, 2 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市立病院使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。